

日付	請求内容	根拠となる権利	考慮要素							判断
			法規違反	地域性	日照状況	代替手段	建物の用途	先住関係(予測可能性)	交渉経緯	
平成25年11月21日	精神的苦痛を理由とする慰謝料			第一種低層住居専用地域	建物に日影がかかるのは2時間強					×
平成22年2月10日	精神的苦痛を理由とする慰謝料	区分所有権	違反なし	日照に対する期待が保護されるべき地域とは言えない	1年を通してみると被害が大きくない			日照状況の変化が予想できる場所		×
平成17年9月29日	精神的苦痛を理由とする慰謝料	所有権	違反なし	第一種中高層住居専用地域	元々、2時間程度しか日照を享受していなかった			日当たりが悪いこと、建物が建築されることが予測できる地域だった		×
平成11年10月26日	建築禁止仮処分	人格権及び所有権		準工業地域 町工場と駐車場と中高層の共同住宅が主体で、一戸建て住宅中心ではない	これまでは良好だったが、終日日照を享受できなくなる	建物を、10階建てから8階建てに設計変更		地域性を考慮すれば、同程度のマンションが建築されることも予想できた		一部認容
平成10年10月16日	①精神的苦痛を理由とする慰謝料				3～4時間の日影を南側に及ぼしている					○
	②建物価値の低下に伴う財産的損害の賠償請求				○					○
	③建築基準法違反部分の撤去		軽微な違反			撤去工事は事実上困難				×
平成9年12月8日	建築禁止仮処分	所有権		商業地域内であるが、実際は低層住宅が密集		太陽光採光伝送システムは、日照そのものには代替しえない		5年以上、現在の日照を享受してきた今後高層化が進むとは予測できなかった	日照被害の回避措置・代替措置について十分に配慮していない	○